

小松能美都市計画道路 (3・4・55号福島1号線)	—	
辰口都市計画道路 (3・4・4号小松鶴来線)	能美市倉重町及び三ツ屋町の各一部	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
辰口都市計画道路 (3・6・5号下開発辰口線)	能美市下開発町、上開発町及び辰口町の各一部	
辰口都市計画道路 (3・4・6号出口来丸線)	能美市来丸町、辰口町、上開発町、倉重町及び出口町の各一部	
辰口都市計画道路 (3・4・7号緑が丘線)	能美市緑が丘及び辰口町の各一部	

### 石川県告示第207号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。)別表第1の第5号、第12号及び第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区域等を次のとおり指定し、平成24年4月21日から施行する。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 条例別表第1の第5号の規定により指定する区域

条例第23条第1項第3号に規定する景観形成重点地区として指定された能登町春蘭の里地区(石川県景観計画の別図に示す範囲の区域をいう。)

#### 2 条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道 路 名	区 間	区 域 (道路境界線から)	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県規則第38号)第26条各号に掲げる禁止地域の区分
輪 島 市 道 皆 月 漁 止 線	輪島市門前町皆月シ39番地先から同町樽見古屋敷65番1地先まで	海側汀線まで	第一種禁止地域
輪 島 市 道 皆 月 藻 浦 線	輪島市門前町皆月ソ1番2地先から同町皆月シ37番地先まで	〃	〃
輪 島 市 道 五 十 洲 深 見 線	輪島市門前町五十洲36の44番地先から同町吉浦ソロジ1番地先まで	〃	〃
輪 島 市 道 猿 山 線	輪島市門前町吉浦ソロジ1番地先から同町深見11の35番地先まで	〃	〃
輪 島 市 道 道 下 深 見 線	輪島市門前町深見11の14番地先から同町深見11の35番地先まで	〃	〃
県 道 庵 鶴 浦 大 田 新 線	七尾市鶴浦町52部45番1地先から同市三室町は45番地先まで	〃	〃
一般国道249号	羽咋郡志賀町富来領家町ラ9番1地先から同町富来領家町ム26番1地先まで	〃	〃
一般国道8号	河北郡津幡町字九折井字23番3地先(県境)から同町字刈安59番地先まで	両側100メートル以内	〃
一般国道360号	白山市瀬戸卯之部43番4地先から同市尾添ル4番1地先まで	〃	〃
県道能都内浦線	鳳珠郡能登町字白丸3字21番1地先から同町字布浦ク字3番1地先まで	海側汀線まで	第二種禁止地域
〃	鳳珠郡能登町字真脇47字11番1地先から同町字越坂1字73番1地先まで	〃	〃

能登町道1級 松波布浦1号線	鳳珠郡能登町字布浦3字1番地先から 同町字布浦才字56番2地先まで	〃	〃
県道松任 宇ノ気線	白山市乾町95番1地先から同市中新保 町310番1地先まで	両側100メートル以内	〃
小松市道 城南松崎線	小松市向本折町れ126番1地先から同 市村松町甲68番1地先まで	〃	〃

**石川県告示第208号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。  
平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
パーキング・メーター(石川県公安委員会 が受託者に対し、その運用管理を委託した ものに限る。)の作動の手数料の収納事務	金沢市東蚊爪町2丁 目1番地	財団法人石川県交通 安全協会	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

**公 告**

## 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト金沢本店  
野々市市野代2丁目11番地ほか53筆
- 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 駐車場の位置、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更  
公告日 平成23年12月9日
- 市町村の意見の概要  
市町村名 野々市市  
意見の概要  
店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないよう配慮し、安全対策について万全を期すこと
- 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間  
平成24年4月20日から同年5月21日まで

## 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年4月20日